

介護保険の基本報酬(2024年4月1日以降)

①地域単価

地域	厚木市(3級地)
地域単価	10.68円

②基本料金(日額)

7h以上8h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	753	805 円	1,609 円	2,413 円	
要介護2	890	951 円	1,901 円	2,852 円	
要介護3	1,032	1,103 円	2,205 円	3,307 円	
要介護4	1,172	1,252 円	2,504 円	3,755 円	
要介護5	1,312	1,402 円	2,803 円	4,204 円	

6h以上7h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	678	725 円	1,449 円	2,173 円	
要介護2	801	856 円	1,711 円	2,567 円	
要介護3	925	988 円	1,976 円	2,964 円	
要介護4	1,049	1,121 円	2,241 円	3,361 円	
要介護5	1,172	1,252 円	2,504 円	3,755 円	

5h以上6h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	657	702 円	1,404 円	2,105 円	
要介護2	776	829 円	1,658 円	2,487 円	
要介護3	896	957 円	1,914 円	2,871 円	
要介護4	1,013	1,082 円	2,164 円	3,246 円	
要介護5	1,134	1,212 円	2,423 円	3,634 円	

4h以上5h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	436	466 円	932 円	1,397 円	
要介護2	501	535 円	1,070 円	1,605 円	
要介護3	566	605 円	1,209 円	1,814 円	
要介護4	629	672 円	1,344 円	2,016 円	
要介護5	695	743 円	1,485 円	2,227 円	

3h以上4h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	416	445 円	889 円	1,333 円	
要介護2	478	511 円	1,021 円	1,532 円	
要介護3	540	577 円	1,154 円	1,731 円	
要介護4	600	641 円	1,282 円	1,923 円	
要介護5	663	708 円	1,416 円	2,124 円	

2h以上3h未満

心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に、2h以上3h未満のサービス提供を行った場合は、4h以上5h未満の単位数×70%の単位数を算定します。

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)＝②円(1円未満切捨て。)

①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

介護保険の加算報酬(2024年4月1日以降)

①地域単価

地域	厚木市(3級地)
地域単価	10.68円

②各種加算

加算の名称	単位数	自己負担			備考
		(1割)	(2割)	(3割)	
入浴介助加算(I)	40	43 円	86 円	129 円	
若年性認知症利用者受入加算	60	64 円	128 円	192 円	
同一建物減算	-94	-101 円	-201 円	-301 円	
送迎減算	-47	-51 円	-101 円	-151 円	
介護職員処遇改善加算(I)	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(5.9%)				
介護職員等特定処遇改善加算(II)	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(1.0%)				
介護職員等ベースアップ等支援加算	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(1.1%)				

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)＝②円(1円未満切捨て。)

①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

介護保険の各種加算の説明(2024年4月1日以降)

加算の名称	加算の説明
入浴介助加算(I)	次のいずれも満たす場合に算定する加算です。 ○入浴介助を行った場合 ○入浴介助に関する研修を行った場合
若年性認知症利用者受入加算	65歳の誕生日の前々日までの利用者に対し、個別の担当者を定めて、その者を中心にサービス提供を行った場合。
同一建物減算	事業所と同一建物に居住する者、又は事業所と同一建物から通う者に対し介護を行った場合(傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であった場合を除く。)
送迎減算	事業所の送迎を利用しない場合(片道)
介護職員処遇改善加算(I)	介護職員の処遇改善のための加算
介護職員等特定処遇改善加算(II)	現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たし、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善のための加算
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等のベースアップ等を図り、介護職員等の更なる処遇改善を図るための加算。

保険の対象とはならない費用一覧(2022年10月1日以降)

名称	内容	備考
食費	おやつ代 50円	
おむつ代	実費	
日常生活費	実費	

(以下余白)